

登記事項

下記の条文に規定されている登記事項を新たに定めた場合又は変更があった場合は変更登記が必要になる。

(株式会社の設立の登記)

第九百十一条

- 3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 目的
 - 二 商号
 - 三 本店及び支店の所在場所
 - 四 存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
 - 五 資本金の額
 - 六 発行可能株式総数
 - 七 発行する株式の内容（発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）
 - 八 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数
 - 九 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数
 - 十 株券発行会社であるときは、その旨
 - 十一 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
 - 十二 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項（略）
 - 十三 取締役の氏名
 - 十四 代表取締役の氏名及び住所（第二十二号に規定する場合を除く。）
 - 十五 取締役会設置会社であるときは、その旨
 - 十六 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び（職務の）場所
 - 十七 監査役設置会社であるときは、その旨及び監査役の氏名
 - 十八 監査役会設置会社であるときは、その旨及び社外監査役であるものについてはその旨
 - 十九 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
 - 二十 一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
 - 二十一 特別取締役による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項（略）
 - 二十二 委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項（略）
 - イ．社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
 - ロ．各委員会の委員及び執行役の氏名
 - ハ．代表執行役の氏名及び住所
 - 二十三 責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
 - 二十四 責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
 - 二十五 定款の定めが社外取締役に係る場合社外取締役であるものについて社外取締役である旨
 - 二十六 **（責任の限度に関する契約）**が社外監査役に関する場合、社外監査役である旨
 - 二十七 **（HPによる決算公告）**
 - 二十八 公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
 - 二十九 **HPによる公告の場合**は、次に掲げる事項（法務省令で定めるもの）
 - 三十 第二十八号の定款の定めがないときは、官報に掲載する方法を公告方法とする旨

(合同会社の設立の登記)

第九百十四条 合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

- 一 目的
- 二 商号
- 三 本店及び支店の所在場所
- 四 合同会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- 五 資本金の額
- 六 合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称
- 七 合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所
- 八 合同会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
- 九 公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
- 十 電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項（略）

(変更の登記)

第九百十五条 会社において第九百十一条第三項各号又は前三条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。